



発達障害者を支える障害福祉サービス等



障害福祉サービスを利用することは、社会生活や日常生活全体を今以上に「過ごしやすく」することにつながります。行政や民間のサービスを有効に利用しましょう。

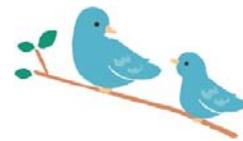
サービスを受けるということは「障害」と向き合うこととなりますが、自分の特性や個性を把握し、支援を利用しながら社会生活を営んだり、就労を継続することができます。

サービスを利用するときには・・・

①困っている内容や希望する支援は？

②今の状況は？

をメモやまとめておくと相談がスムーズです



利用できる福祉制度やサービス

1. ご本人の支援に関するもの

▶手帳制度の利用

障害を持つ人が福祉サービスを受けやすくするために制定されています。税制面や国民保険料の控除及び減免税、公営住宅の優先入居、交通機関の割引、生活福祉資金の貸付などの福祉サービスを受けられます。サービス内容は異なる場合がありますので、お住まいの福祉担当窓口にお問い合わせください。

①療育手帳：知的障害児・者に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けやすくすることを目的としています。申請は市区町村の窓口で行います。18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は知的障害者更生相談所で障害の程度の判定を受け（IQ70～75以下）、結果に基づき交付されます。

②精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各種支援施策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。申請は市区町村の窓口で行い、精神保健福祉センターで審査が行われ、認定されると交付されます。

▶医療制度の利用

発達障害で受診した医療費の9割が給付され原則、自己負担は1割です。所得が低い人は自己負担額の上限が低くなります。受給は通院による精神医療を継続して必要とする場合です。申請は、市区町村の窓口で行い、精神保健福祉センターで審査が行われ認定されると利用できます。

2. ご本人や家族の相談・支援機関

▶ 発達障害者支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

全国の都道府県に設置された、発達障害に重点を置いた支援機関です。発達障害児・者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。日常生活の問題や悩み等、困ったときには最寄りの発達障害支援センターを利用しましょう。

センターの役割は大きく分けて4つあります。

①相談支援：発達障害児・者とその家族、関係機関等から日常生活でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校、職場で困っていること）などに応じます。また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行います。

②発達支援：発達障害児・者とその家族、周囲の人の発達支援に関する相談に応じ、家庭での療育方法についてアドバイスします。また、知的発達や生活スキルに関する発達検査などを実施したり、発達障害児（者）の特性に応じた療育や教育、支援の具体的な方法について支援計画の作成や助言を行うこともあります。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所、医療機関などと連携を図ります。

③就労支援：就労を希望する発達障害児・者に対して、就労に関する相談に応じるとともに、ハローワーク（公共職業安定所）、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの労働関係機関と連携して情報提供を行います。必要に応じて、センターのスタッフが学校や就労先を訪問し、障害特性や就業適性に関する助言を行うほか、作業工程や環境の調整などを行うこともあります。

④普及啓発・研修：発達障害をより多くの人に理解してもらうために地域住民向けの講演会を開催したり、パンフレット、チラシなどを作成、発達障害を支援する保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の職員や、都道府県及び市町村の行政職員などを対象に研修を行います。

3. 就労に向けた支援機関



ハローワーク（公共職業安定所） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

個々の障害特性に応じたきめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携し就職の準備段階から職場定着まで一貫した支援を実施しています。障害者手帳を持つ人の就労を支援するのが専門援助部門となり、専門援助窓口（障害者就労窓口）が設けられています。利用するには、求職登録をします。ハローワークは公的な就労支援の起点となる場所です。

▶ 障害者トライアル雇用事業

障害者を一定期間（原則3カ月間）の試行雇用することにより、適性や能力を見極め、求職者と事業主の相互理解を深めることで、継続雇用への移行のきっかけ作りを目的としています。

▶若年（34歳以下）コミュニケーション能力用支援者就職プログラム

発達障害の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、個別支援を行うとともに、障害者向け専門支援を希望する方に対しては、地域障害者職業センターや発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワークの専門援助機関等に誘導を行っており、コミュニケーション能力に困難を抱える用支援者向けの総合的な支援を行っています。障害者向けの専門支援を希望しない方については、就職支援ナビゲーターがきめ細やかな個別相談（面談・技能トレーニング・事業所見学等）や支援を実施しています。

地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/>

地域障害者職業センターは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が運営し、各都道府県に設置されています。障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施します。ハローワークと密接な連携をとっています。

▶職業準備支援

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画がなされます。センターでは一人ひとりの状況に応じ、個別カリキュラムを作成し支援します。さまざまな訓練を通して、職場で安定して働き続けられるよう支援をしています。

終了後はハローワークによる職業紹介、ジョブコーチによる支援等につなげていきます。

▶ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

職場にジョブコーチ（職場適応援助者）が出向いて、障害特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的としています。障害者本人だけでなく、事業所や家族も支援の対象となります。

▶精神障害者総合雇用支援

精神障害のある方及び精神障害のある方を雇用しようとする又は雇用している事業主の方に対して、主治医との連携の下で、雇用促進、職場復帰、雇用継続のための専門的支援を行います。雇用管理に対する助言、援助も実施しています。

ジョブコーチ(職場適応援助者)支援とは？



- ➡障害者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づいてジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。
- ➡障害者が就職するに際しての支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。
- ➡障害者自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。
- ➡支援期間は、標準的には2～4カ月ですが、1カ月～8カ月の範囲で個別に必要な期間を設定します。ジョブコーチによる支援を通じて適切な支援方法を職場の上司や同僚に伝えることにより、事業所による支援体制の整備を促進し、障害者の職場定着を図ることを目的としています。

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、雇用・保健福祉・教育などの連携拠点として就業面及び生活面における一体的な相談を実施しています。全国に 332 センター（平成 29 年、4 月現在）が設置されています。発達障害に特化して専門性のある対応をする機関ではないので、あくまでも次なる専門機関への橋渡しを行ってもらえる機関と位置付けると良いでしょう。

4. いろいろな相談・支援窓口や団体

そのほか、お住まいの身近なところにも窓口があります。悩んだり、困ったりしたときには、一人で問題を抱え込まないで、相談窓口を利用しましょう。患者会や家族会に参加して同じ悩みを持つ人たちと話をすることで、アドバイスをもらったり、ヒントが見つかったりして楽になることもあります。

▶精神保健福祉センター <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために設置された相談機関で、都道府県または政令指定都市に設置されています。（東京は 3 か所）

▶保健所 <http://www.phcd.jp/03/HClis/>

▶市区町村（保健センター） お住まいの市区町村の保健センターの窓口

▶療育センター 発達障害や自閉症、肢体不自由など障害を持つ子供が社会的に自立できるよう行われる医療や保育、機能訓練などを行います。療育センターは医師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語療法士、臨床心理士、児童指導員、介護福祉士など専門家の指示をもとに、お子さんの状況に合わせてリハビリを受けることのできる施設です。

▶発達障害教育推進センター <http://icedd.nise.go.jp/>

発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向けて、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに広く国民の理解を得るために、Web サイト等による情報提供や理解啓発、調査研究活動を行うことを目的としています。

▶東京都社会福祉協議会 <http://www.tcsw.tvac.or.jp/info/links/links02.html>

発達障害関連サイトリンク集が、掲載されています。

▶神奈川県社会福祉協議会 <http://www.knsyk.jp/>

セルフヘルプグループのリンク集の中に、発達障害者のサイトが掲載されています。

▶発達障害に関わる親の会（東京） <http://www.mdd-forum.net/clickmap/pref12.html>

発達障害関連のサイト集。対象、所在地、URL、会の説明が掲載されています。

▶特定非営利活動法人 東京都発達障害支援協会 <http://www.t-shien.jp/>

▶一般社団法人 日本発達障害ネットワーク（JDD） <http://jddnet.jp/>

▶特定非営利活動法人 東京都自閉症協会 <http://www.autism.jp/>

▶神奈川県自閉症協会 <http://www.kas-yamabiko.jpn.org/>

大人の発達障害に関しては十分な対応ができるメンタルクリニックや精神科はまだ少ないので、身近に専門的に扱っている医療機関がない場合は、かかりつけ医や上記のような支援団体で紹介してもらうのが良いでしょう。RIOMH での相談・診療は現在検討中です。

